# 国民年金基金を賢く活かして 個人事業主の「豊かな老後」を

誰もがリタイア後は、ゆとりあるセカンドライフを送りたいもの。 しかし確定申告を目前に控えた個人事業主の方々は、事業のリスクに敏感でも、 「長牛きのリスク」までは意識が及ばないのが現実かもしれません。 税理十でファイナンシャル・プランナーの布施麻記子さんに、 個人事業主の賢い老後対策についてお聞きしました。

――個人事業主は自分の将来につい て、どのようなことを考えておくべき でしょうか。

布施●個人事業主には定年がないとい われますが、裏返せば自分で引き際 を決めなければならないということで す。心身ともに健康なうちに引退後の ライフプランを考えておく必要があ り、そこには大きな責任が伴います。

厚生年金や退職金など老後の準備 が給料天引きでできる会社員と違い、 個人事業主の老後は何もしなければ 国民年金だけということにもなりか ねません。さらに事業継承や相続税、



布施 麻記子(ふせまきこ)

税理士、ファイナンシャル・プランナー (CFP)、1級ファ 関するコンサルティング業務を行うかたわら、執筆、講演、 メディア出演など幅広く活躍中。著書に「失敗事例から学ぶ 相続対策・相続税申告」など多数。

病気やケガなど不測の事態への備え も必要です。人生のさまざまなリス クに、自分自身で対処しなければな らないのです。

――多くの個人事業主は目の前の什事 に一生懸命で、将来のリスクには目が 向いていないように思えますが……。

布施●「生涯現役」という気持ちが、 リスクから日を遠ざけているのかもし れません。でも一方で、たとえば開業 医の方々は診療できなくなった途端に 収入がなくなるという意識が強く、生 命保険や所得保障などのリスク対策も 万全な方が少なくありません。一言で 個人事業主といっても、「リスク感度」 はさまざまですね。

しかしいずれにせよ、事業を続けら れなくなったときや引退後のことを考 えて、あらかじめ布石を打っておくこ とが肝心です。その上で、できるとこ ろまで頑張ればよいのですから。

### 事業資金とは別枠で **寽来の収入を確保する**

――布石を打つといっても、どこにポ イントを置くべきでしょうか。

布施●個人事業主の場合は、事業のた めの資金と自分のお金の区別が、どう しても曖昧になりがちです。たとえば 相続のケース。小売業を営む事業主で、

事業を継ぐ長男とサラリーマンの次男 がいるとしましょう。店舗は賃貸で、 事業主が所有する資産は自宅の土地建 物と預金ですが、預金のほとんどは事 業の運転資金です。

この場合、自宅は次男に譲ってもよ さそうですが、実は自宅も運転資金の 担保に入っているということが多いも の。このように個人事業主の資産は大 部分が事業に関係しているという点を 十分認識して、相続や老後の資産形成 に備える必要があるのです。

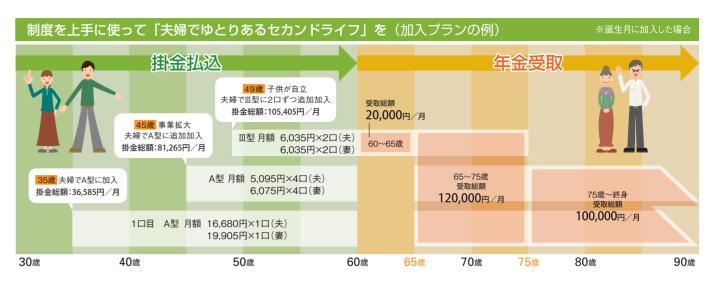
――事業資金と自分の資産を、明確に 分けておくということですね。

布施●それだけでは十分ではありませ ん。大切なのは、意識して将来のため の資産を築いていくということです。 充実したセカンドライフのためには、 余裕ある生活資金が不可欠です。

ここで忘れてはならないのが、配偶 者のための老後資金です。事業を譲っ た後には奥様にも定期収入があるよう に、事業資金とは別枠で準備しておき ましょう。そうした目的のために、国 民年金基金はきわめて有効な選択肢の ひとつだと思います。

## 見逃せないのは 税制上の2つのメリット

一個人事業主にとって、国民年金基



金にはどんなメリットがありますか。 布施●まず「自分ではなかなか将来の 準備ができない」人にとって、強制的 に積み立てできるという点は大きなメ リットでしょう。運用利回りなど気に しなくてもよい確定給付型なので、忙 しい方にも安心です。

また、10目は終身年金なので長生 きリスクにも対応でき、20月以降 はライフプランに応じて組み合わせ自 由。中途解約ができないので、事業資 金に回る心配もありません。そのうえ 掛金は年に最大81万6000円まで 所得控除でき、給付金受け取り時は公 的年金等控除の対象になるという税制 上のメリットも見逃せません。

国民年金基金ごそ、個人事業主が将 来の準備をスタートさせるのにふさわ しい制度といえるでしょう。

#### 国民年金基金の什組み

国民年金基金は、国民年金に上乗せする第1号被保険者のための年金制度。世代間扶養を 前提とした国民年金(賦課方式)と異なり、加入者自身が自分の年金原資を負担する「積立方式」 だ。このため、世代構成の変化といった社会情勢の影響を受けにくい。このほか、管理・運 営を国とは切り離して別法人が行っていることが国民年金との大きな違いだ。

自営業者や個人事業主またはフリーランスで、国民年金の保険料を払っている人ならだれ でも加入できる。

本文中で布施さんも言うとおり、掛金のすべて(最大で年間81万6千円)を所得控除でき、 かつ給付の際も公的年金等控除の対象になる税制メリットは大きい。

もうひとつ大きな特長は、それぞれのライフプランに合わせて年金タイプと口数を選べる という柔軟性。最初の1口目は終身年金であるA型またはB型のどちらかから選び、そのうえ で必要に応じて口数の追加ができる。2口目以降を、確定年金(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ型)を含めた各タイ プから、自由に設定することが可能だ(1口目と合算した掛金上限は月6万8千円)。

注意点は任意の脱退や中途解約ができないことだが、取り分けた資金を使ってしまう恐れ がなくなるという意味ではこれもメリットといえる。



#### 資料請求 国民年金基金 お問い合わせ

ホームページから資料請求

http://www.npfa.or.jp/ ホームページでは国民年金基金のシミュレーションもできます。

#### 電話から資料請求・お問い合わせ

**受付時間 9:00~17:00**(土日・祝休日・年末年始を除く)

【地域型国民年金基金】(お住まいの都道府県ごとに加入できます)

フリーダイヤル ローゴ ヨイクニ **55** 0120-65-4192

※ 地域によっては携帯電話から

#### 【職能型国民年金基金】 (職業ごとに加入できます)

歯 科 医 師 0120-15-5950 日 本 税 理 士 0120-21-1952 全国個人タクシー 03-3986-9711 全国損害保険代理業 0120-55-1380 全国農業みどり 0120-21-8566 土地家屋調査士 0120-14-5040 全国左官業 03-5228-3081 全国クリーニング業 03-3351-2181 貨物軽自動車運送業 03-3865-9799 司 法 書 士 03-3341-2561 公 認 会 計 士 03-3515-1170 日本麺類飲食業 0120-54-3484 全国社会保険労務士 0120-58-4864 全国建設技能者 0120-66-4165 全 国 板 金 業 03-5443-2581 鍼灸マッサージ師等 03-5979-1700 日本医師・従業員 0120-70-0650 日本弁護士 03-3581-3739 歯科技工士 03-5225-6050 漁 業 者 03-3294-9869 全日本電気工事業 0120-43-8160 自 動 車 整 備 03-5572-6620 日本薬剤師 03-3352-7558 日本柔道整復師 0120-30-5205 日本建築業 03-3504-1710

この広告は商品の概要(2007 年 12 月現在)を説明しており、税制についても 2007 年 12 月現在の税制に基づき記載しております。商品の詳細につきましては、 各国民年金基金より資料をお取り寄せいただき、必ずご確認ください。ご加入に際しては、「国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ」を必ずご覧ください。